

『改正標準貨物自動車運送約款』及び『新しい標準的運賃』の告示(令和6年3月22日)に伴う手続き

令和6年6月1日より、改正標準約款が施行されることに伴い、以下の手続きが必要となります。

適用する運賃・約款により手続きが異なりますので、「R6.6.1以降の約款」→「現行の約款」→「現行の届出運賃」→「R6.6.1以降の適用運賃」の順に手続きをご確認ください。

※改正標準約款(R6.3.22告示)以外の約款を使用する場合は、一部を除き認可申請の手続きが必要です。なお、改正標準約款を使用する場合は、新標準運賃(R6.3.22告示)または、「利用手数料收受」を含めた独自運賃の届出が必要となります。

R6.6.1以降の約款 改正標準約款(R6.3.22告示)	現行の約款	現行の届出運賃		R6.6.1以降の適用運賃		手続き		備考
						約款申請	運賃届出	
使用する 注1・注2	標準約款(平成31告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	不要(みなし)	
				旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	要	
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				利用手数料の記載なし	→	不要※	要	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
				利用手数料の記載あり	→	不要	要	
	独自約款(利用手数料の記載なし)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	不要(みなし)	
				旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	要	
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				利用手数料の記載なし	→	不要※	要	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
				利用手数料の記載あり	→	不要	要	
独自約款(利用手数料の記載あり)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	不要(みなし)		
			旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不可(※手数料の整合性なし)			
			新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	要		
	独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)			
			利用手数料の記載なし	→	不要※	要	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可	
			利用手数料の記載あり	→	不要	要		
使用しない (現行の約款を継続する)	標準約款(平成31告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不可(※手数料の整合性なし)		※約款に「利用運送及び利用手数料」を追記すれば申請可
				旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	要	要※	※みなし回避の届出
				新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	要	要	
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				利用手数料の記載なし	→	要	不要	
				利用手数料の記載あり	→	不可(※手数料の整合性なし)		※約款に「利用運送及び利用手数料」を追記すれば申請可
	独自約款(利用手数料の記載なし)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不要	要※	※みなし回避の届出
				新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不可(※手数料の整合性なし)		
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)		
				利用手数料の記載なし	→	不要	不要	
				利用手数料の記載あり	→	不可(※手数料の整合性なし)		
独自約款(利用手数料の記載あり)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	要		
			旧)標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不可(※手数料の整合性なし)			
			新)標準運賃(R6.3.22告示)	→	不要	要		
	独自運賃(R2標準運賃以外)	→	旧)標準運賃(R2.4.24告示)を含む独自運賃	→	不可(※手数料の整合性なし)			
			利用手数料の記載なし	→	不要	要		
			利用手数料の記載あり	→	不要	要		

注1 厳密には、利用運送の届出が無く、かつ将来的にも利用運送を行う可能性が全く無い場合は、改正標準約款の第17条(利用運送及び利用運送手数料)及び第51条(利用運送の際の責任)の記載を省いた認可申請が必要となります。

注2 改正標準約款の第32条2項により「燃料サーチャージ」の届出が必要となります。なお、新標準運賃を届出した場合(みなし含む)は、『燃料サーチャージ』も適用(届出不要)されますが、基準価格120円/Lの設定となるため、すでに『燃料サーチャージ』を届出している事業者が、従来の基準価格を適用する場合は、再度届出が必要となります。